

「食品包装デザイン」虚偽事実告知による不競法違反等の損害賠償請求控訴事件：
知財高裁平成 31(ネ)10029・令和 1 年 8 月 7 日（3 部）判決<控訴棄却>

【事案の概要】

1 本件は、被控訴人から食品の包装フィルムのデザインを受託していた控訴人が、被控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実を被控訴人の取引先に告知したとして、被控訴人が、控訴人に対し、主位的に不正競争防止法（不競法）4 条、予備的に民法 7 0 9 条に基づき、損害賠償金 5 5 0 万円（慰謝料 5 0 0 万円及び弁護士費用相当損害金 5 0 万円の合計）及びこれに対する不法行為の日である平成 3 0 年 3 月 1 8 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は、被控訴人の主位的請求を、損害賠償金 5 5 万円（慰謝料 5 0 万円及び弁護士費用相当損害金 5 万円の合計）及びこれに対する平成 3 0 年 3 月 2 0 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。

控訴人が、原判決中の敗訴部分を不服として控訴した。

【判 断】

1 当裁判所の判断は、当審における控訴人の補充主張について下記 2 のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」「第 4 当裁判所の判断」（原判決 8 頁 2 3 行目から 1 3 頁 2 5 行目まで）に判示のとおりであるから、これを引用する。ただし、1 3 頁 2 5 行目の末尾に「なお、民法 7 0 9 条に基づく損害賠償請求権によっても、損害額は上記認定のものと同様であるから、予備的請求原因である同請求権について判断する必要はない。」を加える。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

以下のとおり、控訴人の主張はいずれも採用することができない。

(1) 民訴法 1 4 2 条違反の主張について

民訴法 1 4 2 条によって二重起訴が禁止されるのは「事件」を同一とする場合であり、「事件」の同一性は、当事者及び訴訟物の同一性により判断される。

別訴の訴訟物は、控訴人の著作権等が侵害されたことを理由とする控訴人の損害賠償請求権である。これに対し、本件訴訟の訴訟物は、被控訴人の営業上の利益が侵害されたことを理由とする被控訴人の損害賠償請求権である。このように訴訟物が異なるから、「事件」は同一でなく、本件訴訟の提起は民訴法 1 4 2 条に反しない。

(2) 争点 1（不競法 4 条に基づく損害賠償請求権の有無）について

ア 競争関係について

(ア) 控訴人は、控訴人と被控訴人との間には競争関係がない旨主張する。

しかしながら、不競法2条1項15号の「競争関係」は、双方の営業につき、その需要者又は取引者を共通にする可能性がある場合も含むと解される。控訴人は、デザイン業務全般等を請け負う個人事業主であり（前提事実）、本件書面の送付時までにはその事業を廃していたと認めるに足りる証拠はない。また、控訴人は、被控訴人からの依頼のほかにも、食品の包装フィルムに印刷すべきデザインの依頼を受けた経験を有しており（乙5）、その経験は中間業者の介在の下でのものであったとしても、食品メーカーから直接依頼を受ける可能性はあるといえる。そうすると、控訴人と被控訴人との間には競争関係があると認められる。

(イ) 控訴人は、「パッケージデザイン」という業務分野は存在しない旨主張する。

しかしながら、当該主張を前提としても、食品のフィルムに印刷すべきデザインを作成するという具体的な行為において控訴人と被控訴人が共通の業務を行っていた以上は、両者間に競争関係が存在するとの認定は左右されない。

(ウ) 控訴人は、両者間には親事業者と下請業者という上下関係があるにすぎない旨主張する。

しかしながら、両者間で取引をする場合には控訴人のいう「上下関係」があるとしても、控訴人及び被控訴人のそれぞれが食品メーカーとの間で取引をする場合には両者間に競争関係が生じるといえる。

イ 虚偽の事実の告知について

(ア) 控訴人は、本件各記載は別訴における控訴人の主張を記載したものにすぎず、控訴人が別訴において本件各記載のような主張を行っていることは真実であるから、本件書面の送付は「虚偽の事実」の告知には当たらない旨主張する。

しかしながら、本件書面には、控訴人が別訴を提起したことをうかがわせる記載はあるものの、本件各記載が控訴人の別訴における主張を記載したものであるという趣旨の説明は存在せず、むしろ、あたかも本件各記載のとおり的事实が存在するような表現で記載されている。そうすると、本件書面を受領した本件顧客が、本件各記載を控訴人の別訴における主張にとどまるものとして理解するとは考え難い。

(イ) 控訴人は、本件各記載は、記載内容としてもいずれも真実である旨主張する。

しかしながら、本件各証拠によれば、本件各記載の記載内容が真実であるとは認められず、むしろ虚偽と認められることは、原判決を補正の上引用して認定説示したとおりである。

ウ 違法性の阻却について

控訴人は、本件書面の送付は、①別訴における立証のために、②警察官の指導のもと、③被控訴人との合意に基づいて、行われたものであるから違法性が

阻却される旨主張するが、以下のとおり、その主張事実を認めることはできない。

(ア) 上記①の点につき

本件各記載のうち、上記①のような目的をうかがわせる部分は本件記載4の中にわずかにみられるのみである。他方、本件各記載の大部分が被控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に当たることは、原判決を補正の上引用して認定説示したとおりである。

(イ) 上記②の点につき

控訴人が本件書面の送付に先立ち浦安警察署の警察官に相談した事実は認められるが(甲79)、民事事件の立証活動につき警察官が見解を述べたり当事者を「指導」したりすることは通常考えられない上、控訴人が受けたと主張する「指導」の内容も「1305回(点)不法印刷物の有無を自分で問い合わせよう控訴人に指導」というものであり、本件各記載の具体的内容に及ぶものではない。

(ウ) 上記③の点につき

被控訴人が、別訴において、主張立証責任が控訴人にあるという一般論を指摘することを超えて、本件書面の本件顧客への送付について同意していたことを認めるに足りる証拠はない。

エ 故意又は過失について

(ア) 本件記載1、2及び4の関係につき、控訴人は、前訴の審理の対象は、前訴対象デザインについての著作権等侵害であるから、著作権等侵害がないとする前訴判決が確定したとしても、別訴対象デザインについて著作権等侵害がないということにはならない旨主張する。

しかしながら、前訴確定判決は、被控訴人によるデザインの使用・改変について、控訴人が事前に包括的に同意していたことを著作権等侵害がなかったことの理由にしているのであるから、同様の事実関係に基づく別訴対象デザインについても同様である蓋然性が高く、別訴対象デザインの一つである本件デザインについても、著作権等侵害があったとは判断されない蓋然性が高い。また、前訴判決の如何と関係なく、本件各証拠に照らして本件各記載の大部分が被控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に当たると認められることは、原判決を補正の上引用して認定説示したとおりである。

(イ) 本件記載3の関係につき、控訴人は、被控訴人が控訴人に対して控訴人デザインを採用した旨の報告をしたのは1305点に上る別訴対象デザインのうち約10点にすぎず、その約10点の中に本件デザインは含まれていない旨主張する。

しかしながら、被控訴人が控訴人のデザインを採用した旨の報告をしていたことは、補正の上原判決を引用して認定説示したとおりであるから、本件記載3の「『全ての』採用報告を怠り」との部分は事実と反するものである。

(ウ) 以上によれば、控訴人には、本件各記載が虚偽の事実の告知に当たることにつき、故意または過失があったというべきである。

(3) 争点2 (不法行為に基づく損害賠償請求権の有無) について

原判決を補正の上引用して説示したとおり、予備的請求原因である不法行為に基づく損害賠償請求権については判断する必要がないので、控訴人の補充主張についても判断する必要がない。

(4) 争点3 (被控訴人の損害額) について

控訴人は、原判決の認定は証拠に基づかない旨主張するが、本件書面の送付により本件顧客との関係で被控訴人の営業上の信用が害され、被控訴人がこれを回復するための方策を講じた事実は証拠(甲78)に基づいて認定することができ、その金銭的評価も本件事案に徴して相当なものといえるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

結 論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 原審で敗訴判決を受けた被告(控訴人)は、原判決中の敗訴部分を不服として控訴したが、控訴人の主張は民訴法142条違反の主張であった。

しかし、別訴の訴訟物は、控訴人の著作権等が侵害されたことを理由とする控訴人の損害賠償請求権であるのに対し、本訴訟の訴訟物は、被控訴人の営業上の利益が侵害されたことを理由とする被控訴人の損害賠償請求権であるから、訴訟物が異なり、「事件」は同一でなく、本件訴訟提起は民訴法142条には反しない、とまず判断されたのである。

2. そこで争点1の不競法4条に基づく損害賠償請求権の有無については、まず訴訟人と被訴訟人との間には競争関係がないとの主張に対して、裁判所は次のように説示する。

(1) 不競法2条1項15号の「競争関係」とは、双方の営業につきその需要者又は取引者を共通にする可能性がある場合も含むと解されるところ、控訴人には本件書面の送付時までにその事業を廃していたと認めるに足りる証拠はないし、控訴人は被控訴人からの依頼以外にも、食器の包装フィルムに印刷すべきデザインの依頼を受けた経験を有し(乙5)、その経験は中間業者の介在の下でのものであったとしても、食品メーカーから直接依頼を受ける可能性があるといえると説示するが、客観的に明らかな証拠でなくてもよいのだろうか。

(2) また、控訴人には「パッケージデザイン」という業務分野は存在しないとの主張に対して、裁判所は、両者が共通の業務を行っている以上、両者間に競争関係が生じるといえると説示する。

(3) さらに、控訴人は両者間には親事業者と下請業者という上下関係があるに

すぎないと主張したが、両者が食品メーカーとの間で取引をする場合には、両者間に競争関係が生じるといえると説示する。

(4) 「虚偽事実の告知」については、本件書面には、本件各記載が控訴人の別訴における主張を記載したものであるという趣旨の説明は存在せず、あたかも本件各記載のとおり的事実が存在するかのような表現で記載されているから、本件書面を受領した顧客が、本件各記載を控訴人の別訴における主張にとどまるものと理解するとは考え難いと説示したのである。

また、控訴人は本件各記載の内容はいずれも真実であると主張するが、裁判所は本件各証拠によれば真実であるとは認められず、むしろ虚偽であると認められると説示したのである。

(5) 「違法性の阻却」の主張については、裁判所はいずれの点についても否認している。

(6) 「故意、過失」にあつては、まず本件記載1, 2, 4の関係につき、前訴確定判決は、被控訴人によるデザインの使用、改変について、控訴人が事前に包括的に同意していることを、著作権等侵害がなかったことの理由にしているのだから、同様の事実関係に基づく別訴対象デザインについても同様であるとの蓋然性が高く、また別訴対象デザインの一つである本件デザインについても、著作権侵害があつたとは判断されない蓋然性が高い、と認定したのである。

ここに蓋然性が高いとは論理的に説示しているのであって、何らかの証拠に基づいて推認しているのとは別の考え方であると思う。

また、裁判所は、前訴番決のいかんと無関係に、本件各証拠に照らして本件各記載の大部分が、被控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に当たると認められることは、原判決を補正の上で引用して認定説示したとおりであると説示しているのである。この辺の関係は、裁判所はよく理解して整理した上で判断していると思う。

また、本件記載3の関係については、被控訴人が控訴人のデザインを採用した旨の報告をしたことは、補正の上、原判決を引用して認定説示したとおりであるから、控訴人の主張は事実と反すると判断したのである。

そうすると、控訴人においては、本件各記載が虚偽の事実の告知に当たることについて、故意または過失があつたというべきである、と裁判所は認定したのである。

3. 争点2については、予備的請求原因である不法行為に基づく損害賠償請求権のことは判断の必要がないから、控訴人の補充主張についても判断の必要はないと説示したのである。

4. 争点3は被控訴人の損害額であるが、被控訴人の営業上の信用が害され、被控訴人がこれを回復するための方策を講じた事実は証拠に基づいて認定でき、その金銭的評価も本件事案に徴して相当といえるとして、控訴人の主張は採用

されなかったのである。

5. この控訴棄却の判決は、その全体において妥当であると思う。

[牛木 理一]